

うすい 泰彦通信

市議会6月定例会終わる

市議会6月定例会は、6月4日から26日まで行われ、29年度補正予算、30年度補正予算を含めて議案15件と報告15件、修正案1件、陳情2件が審議されました。

臼井泰彦議員は、一般質問において小中学校教職員の働き方改革と公共交通について市政を質すとともに、議案の内「臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例」に対して質疑をし、修正案を提出しました。



一般質問

「あづみん」の運行見直し

利用者の立場に立って

さらに検討を！

一般質問で臼井泰彦議員は「あづみん」運行見直しについて5点と大系線西側の定時定路線等について質問しました。

慎重に検討する。

問 要望を伝えやすい体制を！

問 利用者増やす宣伝を！

政長（最初の答弁に加えて）誠意を持って何う体制を整える。

問 待ち時間を少なくして！

大系線西側の定時定路線の検討を！

問 乗り継ぎ料金は不当！

政長公共交通会議の中で

大系線西側の地域と駅を結ぶ定時定路線の運行に向けた調査をしてほしいがどうか。

政長調査研究する。

問夏休みの平日に小・中学生が国営アルプスあづみの公園や穂高プール等に行けるバスの運行をしてはどうか。



教職員の長時間勤務 改革の取り組みを直ちに

子どもたちの教育にとっても重要！

問 長年の課題である教職員の時間外勤務について、長野県では2014年度から「教職員の業務を改善し子どもと向き合う時間の確保、充実を図るための総合的な方策」を基に「年間で10%、3年間で30%削減するという目標を立てて取り組みましたが、時間外勤務削減の成果は上がらなかった。昨年8月には文部科学

省の中央教育審議会で「提言」（左枠内参照）が出され、長野県教育委員会からも「方針」（左枠内参照）が出された。市内の小・中学校の教職員の勤務時間の実態と、「提言」「方針」に対する認識、また、課題解決に向けた具体的取り組みについては「方針」にそって伺う。【教員の時間外勤務に対する手当はない】

答 長官教育

働き方改革
早急に進める
必要がある

働き方改革は、喫緊の課題。昨年度の市内教職員の時間外勤務は、一人当たり平日2時間10分、休日約30分、持ち帰り仕事は25分。「提言」「方針」を大変重く受けとめて、働き方改革を早急に進めていく必要があると

認識し、安曇野市学校業務改善方針を作成している。

具体的な取り組み

- 1 会議の精選効率的な会議運営や出張の必要性を吟味する。
- 2 各種調査重なりを見直す。
- 3 スクールサポートスタッフの活用本年度7校7名配置（小学校：穂高南、穂高北、豊科南、豊科北、堀金、三郷、中学校：三郷）。
- 4 信州型コミュニケーションスクール活用中学校の朝部活の見守りを豊科南中と新たに3校（穂高東中、堀金中、明科中）で実施。
- 5 統合型校務支援システム（略）
- 6

中央教育審議会「学校における働き方改革に係る緊急提言」

（提言）

昨年8月に発表された提言では「教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況や学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受けとめるべき。働き方改革を早急に進めていく

必要がある。教職員一人一人の問題にとどめることは決してあつてはならない。国や地方公共団体、家庭、地域等を含めた全ての関係者が取り組みを直ちに実行しなければならない

長野県教育委員会の「学校における働き方改革と推進のための基本方針」

（方針）

「方針」は「提言」を受けて11月に発表され、「直ちに取り組みること」として9項目を、「中長期的（3年から5年）な取り組み」として7項目を、「全県で一斉に取り組むこと」として4項目（計20項目）をそれぞれ掲げています。

時間外勤務の記録本年度中により良い方法について結論を出す。7勤務時間の割り振り割り振り先を確保して計画する。8中学校の部活動指針の徹底一層徹底する。9県教委主幹指導主事の支援（略）10時間外の留守番電話対応慎重に検討する。11長期休業期間中の学校閉庁お盆の4日間、全小・中学校を閉庁する。12テレワーク研究する。13定時退勤日全学校完全実施を考える。

教育予算増で学級定員を下げ教職員数増を

問 時間外勤務の削減を根本的に解決するには、教職員の数を増やし、一学級の子どもの人数を30人以下にすることが必要である。文科省は、授業と同等の準備が必要で、小学校教諭で一日平均4時間25分の授業をしているという。7時間45分の勤務時間を既に1時間5分超える計算になる。現場は、子ども一人ひとりへ



堀金小学校の音楽会（6月）

国や県へ提案

学級定員の引き下げ、教職員定数の改善につながる教育予算の大幅な引き上げ等を国や県へ提案していく。

臼井吉見文学館条例を改正する条例 入館者の多い土曜日や休日を なぜ休館日とするのか!?

修正案提出

6月定例会に臼井吉見文学館の管理を現在の指定管理者から文学館隣に開館(今年10月)する文学館の直営とする条例が提出されました。臼井議員をはじめ共産党議員3名は、これに対する修正案を提出しましたが否決され、条例は可決されました。

修正案は、休館日のみに係る内容でした。条例では、休館日を土曜日と「国民の祝日に関する法律に規定する休日」(休日)等としています。修正案は、安曇野市その他の博物館等の休館日と同じ月曜日と休日の翌日等とする内容です。条例が文学館の休館日を他の博物館等と異なる日としたのは、管理する文書館の休館日に合わせたものです。

臼井吉見文学館が安曇野市の博物館グループに位置づけられているので、その休館日も、市他の博物館等と統一することが望ましいというものです。全国的にも休館日は同様の傾向があります。二つ目の理由は、昨年度の臼井吉見文学館の入館者数を臼井議員が独自に調査したところ、入館者の一番多い曜日は土曜日であり、土曜日と休日の入館者数は全体の3分の1で、一日当たりの入館数は休日が一番多かったことです。多くの入館者の立場から考えると、土曜日と休日とを休館日とするのは不合理というべきです。さらに土曜日と休日の入館者の多くが市外・県外の方だったことから、わざわざ遠くから来られた方をがっかりさせるような休館日の設定は、安曇野市のおもてなしの姿勢が問われることにもなります。しかも臼井吉見は、小説「安曇野」を著して、「安曇野」の名を広めたいわば安曇野市の命名者とも言え、安曇野市として今後も文学者としてだけでなく、文芸評論家、雑誌編集者、教育者としても顕彰して

いくべき人物です。もちろん土曜日や休日を開館することになれば、管理する文書館としては、それなりの対応をしなければなりません。職員の勤務日のやりくりで対応できなければ、臨時職員を雇用する等、人件費も必要となります。なお、文学館が文書館の直営になることにより、指定管理費の内人件費の160万円が不要となります。



臼井吉見文学館。来年度より、隣に10月開館予定の安曇野市文書館の直営となる。

修正案に対する反対 討論と市の文化振興

修正案に対して3名の議員が反対討論を行いました。その内容は次のようなものでした。「改正条例は、理事者側が十分な審議・検討を行ったものである」「入館料を無料にすることにより、より多くの利用が図れる」「文書館の休館日に合わせても、設置目的に沿った管理が継承される」「博物館等はそれぞれの文化の側面が違いうから、休館日を同じにしないでいい。」「『どういう施設であるべきか原理原則に立ち返るべき。本市の文化振興をどうすべきかという視点が欠けている』」

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(文科省告示)では、開館日等について、第十条で「利用者の要請、地域の実情、資料の特性・・・等を勘案して」決めるとしています。今回の改正条例で休館日の検討が「利用者」の立場からでなく、管理者である文書館の立場で

されたことは、市が昨年度の利用者の入館状況を調べることもできてなかったことから明らかです。入館料を無料にして入館者が増えるれば、多くの入館者がある土曜日や休日を閉館にしているのでしょうか。

文化振興の観点から論じることは大事であり、今議会でも大いにすべきでした。本市の博物館で働いている学芸員で市の正規職員は一人だけとか、本市の博物館等が学芸員以外のその道の専門家に大きく依拠している現実や安曇野の文化を守り、伝え、振興していく市民の力を引き出し、励ましていく方途、市民と協働する博物館のあり方等について深い議論が一層重要です。

※市立の博物館等には、外に豊科郷土博物館、豊科近代美術館、田淵行男記念館、高橋節夫記念美術館、飯沼飛行士記念館、貞享義民記念館、穂高郷土資料館、穂高陶芸会館があります。

穂高プールを

残して！

市民説明会で多くの意見

穂高プール市民説明会が5月末から6月初めに夜開かれましたが、昼間や日曜日にも開いてほしいという要望があったので、7月に入ってからさらに4回開かれました。

説明会前には、お子さんのいる方から「毎年穂高プールに行っている。豊

科も塩尻の小坂田公園のプールもなくなり、子ども

もが水遊びできるところがなくなってしまう」「まだ子どもが小さいけれど、これから行ってみたい」

「まだ、小学生の子どもがいるから穂高プールを使いたい」「ラール

松本と比べて料金が安いからいい」等々、存続を望む声がたくさん聞かれました。

説明会では「『今年もあるんだね』と娘が喜んで」

「廃止されることを子どもに説明できないの

で説明会に来た」「市はプールをレジャー施設というが、遊びは子どもにとって学び」「市は子育てに力を入れているのに

プール廃止はおかしい」「子ども対象の出前講座を開いてほしい」「市民との合意形成をこれからも続けてほしい」等多くの意見が出されました。

穂高プールは8月26日(日)まで利用できます。大いに利用するとともに、意見・要望・疑問等は市の生涯学習課に伝えていくことが大切です。市政の主権者は市民です。



生活保護受けられるのに23%しか受けていない！

生活保護基準以下の所得で暮らす世帯の内、生活保護を利用している世帯は23%にどどまっていることが5月厚労省から発表されました。欧米の60%と比べて極端に低いものです。所得が保護基準以下で預貯金が最低生活費の「1か月未満である

世帯は44%といえます。格差と貧困が広がるもと、保護基準以下で生活する世帯の割合自体が10%を超える深刻な状況です。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度の周知と利用しやすくするための制度改善(扶養義務者が3親等に及ぶ問

一時扶助でクーラー購入

生活保護利用者の

生活保護の開始時に熱中症予防が特に必要とされる人がクーラーを保有していない場合、一時扶助での購入が認められることになりました。(7月1日から適用)これまで生活保護利用者がクーラーを購入するには、日常的な保護費をやりくりするか、借金をするかでしか認められませんでした。高齢者、障がい

者、難病患者、子ども、健康状態や住環境を総合的に勘案して、熱中症対策が必要な者と福祉事務所が認めた場合、一時扶助で上限5万円までのクーラー購入費と設置費用を認めることになりました。今回は転居した場合に限られますが、さらに格差是正、制度改善が必要です。(赤旗新聞7月6日付より)

題等の改善が急務です。役所の窓口で追い返されるようなことがあってはなりません。保護費を連

続削減してきた安倍自公政権が、10月から「生活扶助」を引き下げようとするのは許せません。

知っ得

差額ベット代を払わなくてもいい？ こんな場合

入院することになった、差額ベット代がかかる病室(特別療養環境室。特別室)をすめられたが「払えないから。」と言って断ったという人の話を聞きました。差額ベット代は、一部屋の病床数(1~4床)によって違いますが、1日平均2千円から7千円かかります。健康保険の適用外ですから、払うことになった場合は全額払わなくてはなりません。この方のように断れるのでしょうか。差額ベット代を払わなくても良い場合は、①患者が同意書に同意(署名)を行っていない場合 ②医師が「治療上必要がある」と判

